

# 農業に参入する方法

企業等が農業に参入するには、いくつか方法がありますが、大きく「農地利用の有無」で分けられます。

## 参入方法1 農地を利用する場合

### その1 農地を取得する場合

《対応方法》

農地法の要件を満たす「農地所有適格法人」を設立する。

農地所有適格法人とは、農業者などの農業関係者が中心となって組織された農業を行う法人です。

農地所有適格法人は、農業経営を行うために、農地を買ったり借りたりできます。

#### 農地所有適格法人の要件

- 1 法人形態要件  
農事組合法人、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社
- 2 事業要件  
主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む）であること〔売上高が過半〕
- 3 構成員要件
  - 農業関係者（農業の常時従事者、農地の権利提供者、地方公共団体、農業協同組合、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人等）が、総議決権の2分の1超であること。
  - 農業関係者以外は、総議決権の2分の1未満であること。  
なお、改正前は「農業関係者以外の構成員は法人と継続的取引関係を有する関連事業者等に限定する」とされていましたが、今回の改正により撤廃されました。
- 4 役員要件
  - ① 役員の過半が農業の常時従事者（原則年間150日以上）である構成員であること
  - ② 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）すること。

### その2 農地を借入する場合

《対応方法》

次の要件をすべて満たす場合、「農地所有適格法人」以外の法人であっても、農地の使用貸借による権利又は賃借権を取得できます。

#### 農地所有適格法人以外の法人が農地の使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合の要件

- 1 貸借契約に解除条件が付されていること  
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること
- 2 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと  
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
- 3 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が耕作等に常時従事すること。

## 参入方法2 農地を利用しない場合

農地を使用しないで、例えば、肉用牛の肥育、養豚、養鶏、非農地での養液栽培等、農業経営を行うことは可能です。また、今の法人形態のままでも可能です。なお、農地を使用していないので、農地法の制限はありません。

## 参入方法3 農作業の受託を行って農業に参入する方法

農作業の受託、例えば、水稻の場合は耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀等、麦・大豆の場合は耕起・整地、播種、収穫等の農作業を農業者から受託し、農業に参入することは可能です。また、今の法人形態のままでも可能です。なお、農地法の制限はありません。